

関西圏大学非常勤講師組合 新屋敷健

1. 阪大問題経緯

阪大外国語学部(旧大阪外大→2007年阪大と統合)非常勤講師の「準委任契約」

阪大 2004年～非常勤講師「準委任契約」(発注者が法律行為以外の事務を依頼する契約)

旧大阪外大 2004年～2007年9月30日労働契約→2007年10月1日統合後「準委任契約」

阪大 2013年「準委任契約」非常勤講師の契約更新5年上限

2014年2月27日説明会→改正研究開発力強化法「労働契約法の特例」適用で10年上限

→2023年3月31日での10年上限該当者：外国語学部だけで、70～80人

2. 10月21日阪大教職員組合・阪大箕面地区教職員組合・関西圏大学非常勤講師組合共同
団交での阪大回答:「2022年度をめどに労働契約への切り替えを視野に入れた制度設計検討」

→対象者は明らかにせず

(資料1 共同団交申入書・2 阪大回答・3 水島理事9月16日付通知・4 非常勤講師規程等)

3. 10月21日共同団交で阪大は非常勤講師10年上限規定による一律契約終了を明言

→外国語学部のクーリング依頼通知の原因「教育カリキュラムの維持」→「学部が考える」

「非常勤講師には改正研究開発力強化法も『労働契約法の特例』も不適用、10年上限はたまたま」→**虚偽説明 (資料6 説明会資料)**、「全学での10年上限該当者数は把握せず」

4. 阪大「準委任契約」非常勤講師の10年上限問題：無期転換逃れ

4-1 阪大「準委任契約」非常勤講師の実質的な偽装請負状態を認識→リスクマネジメント

平成25年1月28日付の尾山理事名の各キャンパスの過半数代表への文書「改正労働契約法の解釈によっては、非常勤講師等として業務に従事した期間についても同条18条の適用を受け、通算契約期間に含まれる可能性を完全には否定できないとの判断から、無用の混乱が生じないように、契約期間に限定して、このような取扱いとしたものです。」

→労働契約法第18条だけを「準委任契約」非常勤に適用→法の濫用・グレーゾーン悪用

→「準委任契約」の利点:労働契約法第19条の「雇い止め法理」の非常勤講師への適用回避
(資料5 尾山理事文書)

4-2 2013年2月21日参議院予算委員会共産党田村智子議員の阪大5年雇い止め問題質問

→8月24日文科省回答: 2013年文部科学大臣答弁「教育研究上の必要があり、能力を有する人が一律で契約を終了させられることにならないよう、適切な取扱いを促す」→今も有効

*2013年に非常勤講師5年上限の早稲田大学・神戸大学のその後の対応→2013年以前からの非常勤講師は5年無期転換を認める、「業務委託契約」非常勤講師の東京大学・香川大学
→労働契約転換、5年無期転換認める

阪大「任期付教員は例外規定あり→大臣答弁に反しない」→非常勤講師一律契約終了でも?

(資料 7 宮本議員事務所への文科省回答)

4-3 授業と成績評価の業務の非常勤講師への改正研究開発力強化法の適用: 2014 年説明会

2014 年就業規則「国立大学法人大阪大学有期雇用教職員等の契約期間に関する規程」

第 2 条(有期雇用教職員等)と第 3 条(契約期間)、及び学内規程「国立大学法人大阪大学有期雇用教職員等の契約期間に関する要項」で改正研究開発力強化法の「労働契約法の特例」を非常勤講師に適用→非常勤講師の契約更新可能年数は 10 年→「労働契約法の特例」の 10 年での無期転換は認められていない。→無期転換逃れ

例外規定「要項」第 3 条(5)その他(特に部局長より申出があった場合)→非常勤講師不適用

(資料 6 説明会資料)

5. 阪大「準委任契約」非常勤講師→2004 年以降、学校教育法違反の実質的な偽装請負状態

5-1 学校教育法違反問題

*2021 年 4 月 8 日付文部科学省通知「大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について(周知)」

上記通知は「大学が直接雇用していない者に実質的に授業科目を担当させる」ことを「不適切」とし、その理由として、「大学の職員(教員を含む)とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者」だが、「請負契約や準委任契約等」「を締結した者」は「職員には当たらず、したがって、学校教育法上授業担当教員となることができると解される講師(非常勤も含む)として発令することはできない」としている。

*2021 年 6 月 4 日厚生労働委員会での共産党宮本議員の阪大「準委任契約」非常勤講師の学校教育法上違反(で実質的偽装請負)問題質問

→阪大:学校教育法上の「講師(非常勤を含む)」授業担当教員として成績評価・報告までの業務を行っている→「大学が直接雇用していない者に実質的に授業科目を担当させる」実態
→文科省回答「仮に不適切な事例が判明すれば、必要な指導・助言を行う」

→7 月 21 日付・8 月 24 日付宮本議員への文科省回答「阪大からの正式報告書提出待ち」

(資料 7 宮本議員事務所への文科省回答・8 文科省 4 月 8 日付通知)

5-2 9 月 6 日付通知「教育の質保証」問題:意図が不明→学校教育法違反の是正にならず
非常勤講師が単独で担当する科目の履修者名簿に専任教員 1 名を登録

→成績登録・シラバス入力が可能→成績改ざん可能、責任の所在不明、現場の混乱

(資料 9 阪大アンケート調査依頼文書・10 田中理事 9 月 6 日付通知・11 外国語学部通知)

5-3 10 月 21 日共同団交での回答拒否:

人事労務担当理事「教育担当ではないので、教育のことはわからない、回答できない」

6 マスコミの皆さんへのお願い:以下の点を阪大に問合せしてください。

「労働契約への切り替えを視野に入れた制度設計」の対象者数等の詳細

阪大非常勤講師だけが履修者名簿に専任教員 1 名を登録される「教育の質保証」の理由